

機関設計選択の現状と実務上の問題

2016年2月10日
弁護士 蜂須 優二

目 次

第1、会社法における機関設計（はじめに）

- 1、取締役会設置会社以外の会社（主に子会社管理の方法）
- 2、取締役会設置会社

第2、三制度の概観、相互比較その1（監査役会設置会社・指名委員会等設置会社）

- 1、監査役会設置会社 [A]
- 2、指名委員会等設置会社 [B]

第3、三制度の概観、相互比較その2（監査等委員会設置会社）

- 1、監査等委員会設置会社 [C] の概要
- 2、監査等委員会設置会社のメリット、デメリット

第4、機能面、ガバナンス面から見た形態

- 1、モニタリング型
- 2、オペレーション型
- 3、ハイブリット型

第5、自己監査（自己推薦、報酬決定）等の問題点と制度的制約

- 1、自己監査
- 2、自己推薦
- 3、報酬

第1、会社法における機関設計（はじめに）

1、取締役会設置会社以外の会社（主に子会社管理の方法）

①会社法の構成

特例有限会社

②各取締役（326条1項）

③株主総会

株主総会の権限（295条1項）

④監査役（326条2項）

2、取締役会設置会社

1）制度設計

(1) 強制機関

(2) 任意設置

2）決定の主体（設計の基本要素）

(1) 業務執行の決定を誰が行うか？ 取締役会は基本方針の決定のみか？

(2) 役員の報酬決定の仕組みは？

(3) 役員指名の実質的主体は？

(4) 監査を誰が行うか

第2、三制度の概観、相互比較その1（監査役会設置会社・指名委員会等設置会社）

1、監査役会設置会社〔A〕

1) 取締役会

(1) 構成（362条1項）

(2) 権限

①業務執行の決定（意思決定）（362条2項1号・4項）

②代表取締役選定、業務執行取締役の選定（362条2項3号、3項）

③「監督」（362条2項2号）

2) 代表取締役・業務執行取締役（363条）

執行行為、日常業務の決定

3) 監査役

「監査」（381条1項）

4) 株主総会の権限（295条2項）

2、指名委員会等設置会社〔B〕

1) 定義

株式会社のうち、定款の定めにより、3委員会（指名・監査・報酬）を置くもので（2条12号・326条2項）、取締役会設置会社で（327条1項4号）、会計監査人設置会社（327条5項）であることを要するもの。

2) 執行役

(1) 取締役会により選任され、業務執行の決定につき取締役会から大幅な委任を受け、機動的な決定を行うことが予定されている。

(2) 取締役会が執行役に決定を委任できる事項

3) 取締役会の権限

4) 指名委員会

5) 監査委員会

6) 報酬委員会

第3、三制度の概観、相互比較その2（監査等委員会設置会社）

1、監査等委員会設置会社〔C〕の概要

1) 定義

株式会社のうち、定款の定めにより、監査等委員会を置く取締役会設置会社で（327条1項3号）、会計監査人設置会社（327条5項）であることを要するもの（2条11号の2・326条2項、399条の2～）。

2) 平成26年改正の趣旨

- ①組織に対する規制が柔軟、選択の余地が広い（モニタリング型からオペレーティング型まで）。
- ②Bの3つの委員会のうち、指名・報酬の2つの委員会がないが、株主総会における意見陳述権でそれらを代替する機能が期待されている（監査「等」委員会）。
- ③Bと同レベルの業務執行の決定権限の委任が可能（経営のスピードアップ）。
- ④監査等委員会が利益相反取引を承認すると、取締役の任務懈怠推定が働かなくなる（423条4項、356条1項2号・3号）。

3) 特色

(1) 取締役の選任・解任

- ①監査等委員である取締役（独立性の担保）

ア 選任方法

イ 解任

- ②監査等委員である取締役以外の取締役

監査等委員会の意見の陳述権

(2) 監査等委員会

監査等委員3人以上で、その過半数は社外取締役

（331条6項、399条の2第1項・2項）

(3) 任期

①監査等委員である取締役 2年 短縮不可(332条1項・4項・5項)

②監査等委員である取締役以外の取締役 1年 短縮可(332条3項)

(4) 重要な業務執行の決定の全部または一部の委任

①要件

②範囲

(5) 報酬等

①区別して決議

②意見陳述

(6) 責任

(7) 監査等委員会

①監査権限

ア 妥当性監査

イ 調査権限

ウ 是正権限

エ 報告権限

オ 会計監査人の選任・解任・不再任議案の内容の決定

②経営評価権限

ア 指名

イ 報酬

2、監査等委員会設置会社のメリット、デメリット

1) 監査等委員会設置会社のメリットの検証

- (1) 政策的配慮
- (2) 監督機能強化
- (3) (業務執行) 意思決定のスピードアップ
- (4) 経営評価権限

指名・報酬委員会によるブレーキなしの問題点は？

代替機能は十分に機能するか？

監査等委員会が選定する監査等委員の株主総会における意見陳述(2016年6月?)

2) 監査等委員である取締役に要望されるもの

第4、機能面、ガバナンス面から見た形態

1、モニタリング型

1) 典型例

(1) 指名委員会等設置会社

(2) 監査等委員会設置会社で、業務執行決定権限を大幅に代表取締役等に委任している場合

2) 取締役会は経営戦略などの根幹事項に限られてくる。内部統制システムの構築重要、これを通じてチェック。

2、オペレーション型

1) 監査役会設置会社で、独立社外取締役が少数で、業務執行取締役が大半の場合が典型例。

2) 取締役に業務執行決定権限あり、付議事項多。取締役会における審議、議論を通じて問題点をチェック。

3、ハイブリット型

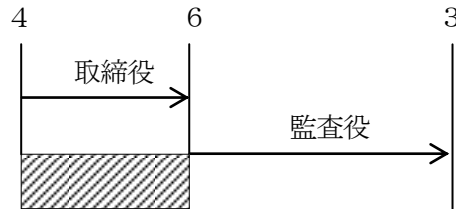
監査役会設置会社だが、任意の指名・報酬等の委員会を置き、それが一定の独立性と効能性を有している場合（独立社外取締役が3分の1程度おり、また委員会の諮問に対する回答が尊重されている場合など）

第5、自己監査（自己推薦、報酬決定）等の問題点と制度的制約

1、自己監査

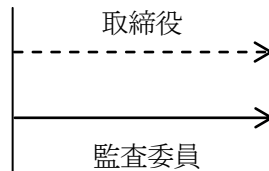
A) 監査役

横すべり監査



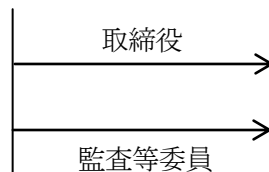
B) 監査委員

(社外は過半数)



C) 監査等委員

(社外は過半数)



2、自己推薦

A) 監査役

選任同意権 (343 条)

B) 指名委員

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任に関する議案の内容を決定する権限を有する (404 条 1 項)。⇔ 取締役会

○自己を推薦

C) 監査等委員

意見陳述権の行使 (342 条の 2 第 1 項、第 4 項)

3、報酬

A) 監査役

- ①株主総会で取締役と区別して決定、意見陳述権（387条）
- ②配分は監査役の協議で

B) 報酬委員会

個人別の内容を決定（404条3項、409条）

○ 報酬委員

C) 監査等委員

- ①株主総会で監査等委員である取締役とそれ以外で区別して定める（361条2項）。
- ②監査等委員である取締役は、その報酬について意見を述べることができる（361条5項）。
監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の報酬について意見を述べることができる（361条6項）。
- ③配分は監査等委員の協議で（361条3項）。

（資料省略）

以上